

障がい者雇用を すすめませんか？



障害がある人も働けます！！

障がいの特性に合わせた配慮をすることで、企業の戦力となる人もいます。

このガイドをお読みいただき、障がい者を雇用することについて少しでも理解していただければ幸いです。

「障がい者は働けるの？」と置いていらっしゃる方も多いと思います。

結論、環境を整えば働くことは可能です！

働く障がい者は、食事、トイレ、移動など、自分の事は自分でできる方は多くいらっしゃいます。

このガイドでは、障がい者雇用についての会社のメリットや障がい者にどのような仕事をしてもらえればいいかなどをまとめてあります。

ぜひ、ご一読ください。

目次

1. 障がいの種別ごとの得意なこと、配慮が必要なところ … P.1
2. 障がい者雇用をする時に使える制度 …………… P.3
3. 五泉市内で障がい者が働く力をつける場所 …………… P.5
就労系福祉サービス事業所一覧 …………… P.7

1 障がいの種別によって、配慮が必要なところが違います

ここに記載しているのは代表的なことであり、すべての方に当てはまるわけではありません。得意なこと、気をつけてほしいことが違う場合もあるので、実際に働く場合はどのようなことに気をつければいいのか、本人と会社で確認し合えると良いです。また、中には定期通院が必要な方もいらっしゃいます。

◆身体障がい

肢体不自由

体の一部にまひや切断があります。
・段差や通路、トイレ、作業スペースなどの物理的環境を整えることが必要な場合があります。



こんな仕事で活躍しています！
事務職、座ってできる流れ作業、オペレーターなど。教師や相談員として活躍している方もいます。

聴覚障がい

耳が聞こえない、聞こえにくいです。
・コミュニケーション方法は手話以外に、筆談、相手の口の動きを読みとる人もいます。身振り手振りがあると伝わりやすい場合もあります。



こんな仕事で活躍しています！
事務職、組み立てなどの軽作業、ニット会社の製造工や多種多様な製造業など。

視覚障がい

目が見えない、色が違って見える、見える範囲が狭い、明るさしかわからないなど、人によって見え方が違います。
・背後や横からの声掛けは驚きや不安につながるので、正面から声のトーンに配慮して言葉をかけてください。



こんな仕事で活躍しています！
あん摩、マッサージ・指圧、鍼・灸といった「三療」の方が多いです。企業の福利厚生のため、企業で雇用した例もあります。また画面読み上げソフトを利用してパソコンを使った仕事や事務職、生産、看護師など。

内部障がい

心臓や肺、腸などの内臓に病気や、HIVによる免疫不全があります。
・外見からはわかりにくい障がいのため、どのような配慮が必要か丁寧に聞く必要があります。体力のない方もいるので、働き方に工夫が必要です。



こんな仕事で活躍しています！
事務職、販売員、工場でのライン作業、福祉施設での補助業務、掃除、専門的な資格や技能を持ち、活躍している方もいます。

◆知的障がい

知的な発達に遅れがあり、意思疎通や日常的な事例(お金の計算など)が苦手なために援助が必要な人と言えます。
知能指数だけで職務能力を判断することは避ける必要があります。

- ・指示は具体的に出し、1つの工程で1つの作業だとわかりやすいです。
- ・写真やイラストなどを使うと、作業工程を理解しやすいです。工程表があると安心できます。



こんな仕事で活躍しています！

- ・台車を使っの荷物運び
- ・清掃 ・事務補助
- ・リネン交換 ・ベッドメイク
- ・厨房で皿洗い
- ・食堂で盛りつけ
- ・部品の色分け、袋詰めなど。

◆精神障がい

精神障害は統合失調症、気分障害、精神作用物質による疾患等、様々な精神疾患が原因となって起こります。

- ・すぐに長時間勤務をすることや、夜勤などの交代勤務は避け、短時間勤務などから始める方がいいです。
- ・職場で日常的にかかわることができ、信頼関係を築くことが出来る援助担当者を決めることも大切です。



こんな仕事で活躍しています！

- 事務員(データ入力、封筒作り)、
- 飲食店の店員、交通誘導、スーパーのバックヤードや品出し、調理師など。

◆発達障がい

発達障害者支援法において、発達障害は自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害を有するものとされています。

精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付を受ける場合があります。

- ・出来る仕事は何か、苦手な仕事は何かなどを把握した上で、本人の適正に応じた配置をすることが大切です。
- ・作業時間、行程を予め確定し伝えることが不安を軽減させます。



こんな仕事で活躍しています！

- 工場での検品業務、事務員、銀行員、プログラマーなど。

2 企業が障がい者を雇用する時に使える制度

企業が障がい者雇用を始めるにあたっては、助成金が出る場合があります。
お問い合わせはハローワークまたは障害者就業・生活支援センターまでお願いします。

【新潟県障害者職場実習制度】

- ・雇用する前に実際に働いている様子を見ることで、適した仕事や課題などを把握し、雇用の見通しや必要な配慮が判断できます。
- ・県では障がいのある方の就労機会を拡大するため、企業での職場実習（短期的な就業体験）を支援しています。
- ・原則として実習期間は1週間から1ヶ月。受け入れた企業には実習日数に応じた協力費の支給があります。（1日1,000円）

○問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター らいふあつぷ

新潟市西区上新栄町1-3-9 TEL025-250-0210

（月曜～土曜 8:30～17:15 日曜、祝日、年末年始は除きます）

【障がい者トライアル雇用】

- ・ハローワーク等の紹介により、障がい者を試行的に短期間（原則3か月）雇用することで、適性や能力を見極め、雇用継続のきっかけとすることを目的にしている制度です（精神障がい者は原則6～12か月）。
- ・試行期間中（トライアル雇用期間中）、事業主に対して対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月）の助成金を支給します。（精神障がい者は月額8万円×3か月＋月額最大4万円×3か月間を支給します。）

○問い合わせ先

新津公共職業安定所 ハローワーク新津

新潟市秋葉区新津本町4丁目18-8 TEL:0250-22-2233

（月曜～金曜 8:30～17:15 土曜、日曜、祝日、年末年始は除きます）



【障がい者短時間トライアル雇用】

・ハローワーク等の紹介により、精神障がい者または発達障がい者で、週 20 時間以上就業するのが難しい人を雇用する場合、3 か月以上 12 か月以内の期間で週 10 時間以上 20 時間未満の短時間の試用雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて試行期間中に 20 時間以上の就業を目指すことを目的とする制度です。

・試行期間中(トライアル雇用期間中)、事業主に対して対象者 1 人あたり、月額最大4万円(最長 12 か月間)の助成金を支給します。

○問い合わせ先

新津公共職業安定所 ハローワーク新津

新潟市秋葉区新津本町4丁目18-8 TEL:0250-22-2233

(月曜～金曜 8:30～17:15 土曜、日曜、祝日、年末年始は除きます)

雇用後もフォローアップを受けることができます

【働く障がい者についての相談先】

・「働くこと」や「生活の困りごと」について、本人や企業から話を聞き、一緒に解決策を考えていきます。

○問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター らいふあつぷ

新潟市西区上新栄町 1-3-9 TEL025-250-0210

(月曜～土曜 8:30～17:15 日曜、祝日、年末年始は除きます)

五泉市、新潟市、阿賀野市、阿賀町にお住まいの障がいのある方や企業が利用対象です。相談、利用料は無料です。

※働く前に特別支援学校や障がい福祉サービスを利用していた場合は、そこで相談が受けられる場合があります。学校や事業所へお問い合わせください。



3 五泉市内で障がい者が働く力をつける場所

五泉市内には、新潟県立五泉特別支援学校と5ヶ所の就労系福祉サービス事業所があります。（令和5年2月現在）

【五泉特別支援学校】

小学1年生から高校3年生までが通学しています。

特に高校生は就労に向けた勉強を行なっています。具体的には「作業学習」を個々の能力に応じ掃除、パソコン訓練、軽作業、ビジネスマナーや余暇の過ごし方等仕事に必要な力を身につけられるようにしています。

特別支援学校には職場実習というものがあります

特別支援学校での実習制度

- ・特別支援学校では、学校の教育活動の一環として、職場実習を行っています。
- ・企業の協力、支援を受け、働くことの大切さや喜びを知る、就業するために求められる知識、技術、態度を身につけるため、実習を通して学んでいます。
- ・実習は受入れ企業の雇用を前提にしたものではありませんが、多くの卒業生は、この実習の経験により企業就労につながっています。
- ・実習期間中は、進路担当教諭、担任の教諭が巡回し支援を行っています。また保険にも加入しています。

○問い合わせ先

五泉特別支援学校 **村松分校**

住所：五泉市**村松甲 5545 番地**

※月～金 8:30～17:00（祝日、閉庁日を除く）

電話番号：0250-47-3100

アドレス：school@muramatsu-tk.nein.ed.jp



他にもこんなことやっています！

椅子用、玄関用等のマットを生徒が編み上げています。またネームプレート、ペンケース、眼鏡ホルダー、ハンコ立て等を木工制作しており、ご好評いただいています。他にも牛乳パックをリサイクルし、封筒、ポチ袋を作っています。模様などがそれぞれ違う一点ものです。生産数、在庫に限りがありますので、ご要望の際はご連絡ください。

【就労系福祉サービス事業所】

いわゆる「作業所」と言われるところです。作業所は障がいのある方が働いてお金を得る場、また働く訓練を受ける場です。企業に就労できるよう、事業所内で軽作業や受託作業をしたり、座学をしたりしながら働くための力を付けています。

例として、企業から箱折りや封詰めのお仕事をいただき、工賃を得ています。

また、施設職員が付き添った上で企業に出向き(施設外就労)掃除や農作業のお手伝いをしたりしています。施設外就労では障がい者2～3名につき支援者が1名付き添い、会社からの指示は支援者が障がい者に伝えます。

トライアル雇用や職場実習をする際にも事業所職員が付き添い、職場に定着するための支援として、本人が働きやすくなる工夫を会社と一緒に考えていきます。

五泉市内の事業所では、受託作業を 大募集 しています。
シール貼り、封入作業、箱折り、組み立てなどの内容、工程が明確な作業を福祉事業所に依頼してみませんか。事業所にお願いすることでその時間を他の仕事に充てることができます。料金は相談に応じます。
お仕事の依頼、ご相談は、事業所までお気軽にどうぞ！



就労系福祉サービス事業所一覧

事業所名	事業所情報	こんな仕事をしています！
虹工房	五泉市旭町 7-44 0250-42-3905 nijikoubou@gaea.ocn.ne.jp 月～金 8:30～17:15 (祝日、お盆、年末年始を除く)	【施設内での仕事】 ・箱折り、箱組み立て ・封入作業 ・部品組み立て ・ラベル貼り ・DM の配達 等 【施設外での仕事】 ・公共施設の清掃 ・除草作業 ・福祉施設の清掃、洗濯 等 【その他】 自主製品として、布バッグやポーチなどの布製品、ご依頼があればマスクやカーテンなどの布製品の製作もご相談に応じます。
自立就労センター いずみ	五泉市中川新 5545-1 0250-48-3085 izuminosato-shien@tulip.ocn.ne.jp 月～金 8:30～17:15 (祝日、お盆、年末年始を除く)	【施設内での仕事】 ・箱折り ・部品の組み立て ・検品 ・封入等 等 【施設外での仕事】 ・福祉施設の清掃や洗濯 ・ビオトープや桑畑の管理 等 【その他】 里芋の栽培と販売にも力を入れており、早生の贈答品として数量限定の注文販売を行っています。併設の菓子工房「ま～まカフェ」では米粉のシフォンケーキを中心に焼き菓子を製造し、移動販売もしています。



農家さんのお手伝いもご相談に応じます。
これまでチューリップの球根掘り取り、ユリの花摘み、苗箱洗い、栗拾い、もみ殻入れなどのお手伝いをしました。



事業所名	事業所情報	こんな仕事をしています！
きなせ家	五泉市寺沢 3-1-45 0250-58-9300 k.f.a.manegement@topaz.plala.or.jp 月～金 8:30～17:15 (祝日、お盆、年末年始を除く)	【施設内での仕事】 ・段ボール製品の型抜き、組み立て ・箱折り 等 【施設外での仕事】 ・配水場内および管理道路清掃 ・福祉施設のリネン交換や清掃 等 【その他】 自主製品としてコースター、牛乳パック椅子、モップづくりをしています。
さくらの里	五泉市石曽根 309-3 0250-47-6510 sakuranosato.m@dune.ocn.ne.jp 月～金 8:30～17:15 (祝日、お盆、年末年始を除く)	【施設内の仕事】 ・食材や物品の緩衝材の梱包 ・飼料用食材の検品 ・工業用紙袋の製造 等 【施設外での仕事】 ・配水場構内および管理道路の清掃 ・福祉施設の清掃、洗濯 【その他】 自主製品として牛乳パックをリサイクルした袋入れ「バッグにポン」などを作成し、ご好評を頂いています。一度手に取ってご覧ください。
ハイタッチ	五泉市宮野下 5984 0250-58-7211 gosen@hightouch-nikaho.com <mailto:gosen@hightouch-nikaho.com> 月～金 8:00～17:00 (年末年始を除く)	【施設内での仕事】 ・封入作業、袋とじ ・ダンボール製品の型抜き、組み立て ・箱折り、箱組み立て ・ラベル張り ・製品まとめ、検品 ・パソコン入力作業 等 【施設外での仕事】 ・お寺の清掃、除草作業 ・一般企業の清掃、除草作業 等 【その他】 ・自主製品としてコースターやランチョンマットなどの布製品の製作もしています。

～MEMO～



市シンボルマーク
いずみちゃん

作成者:五泉市障がい者総合支援協議会 就労部会

発行日:令和5年2月

このパンフレットに関するお問い合わせ先

五泉市役所 健康福祉課 障害係	43-3911	shougai@city.gosen.lg.jp
五泉市 障がい者基幹相談支援 センター	41-0653	kikan@city.gosen.lg.jp